



クリーンセンターだより

発行：日野市クリーンセンター ☎ 042-581-0444 FAX 042-586-6606



一部事務組合「浅川清流環境組合」の設立が 東京都知事から許可されました

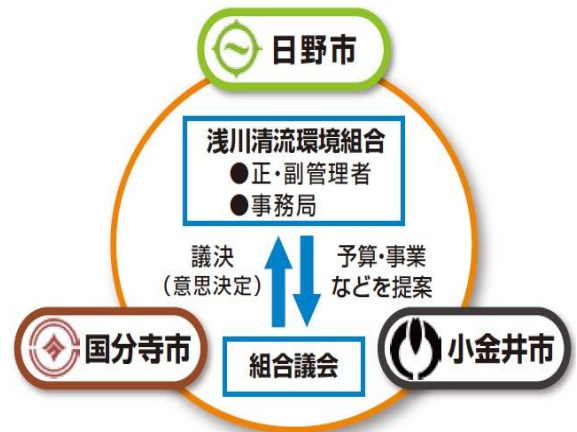
新可燃ごみ処理施設の設置および運営に関する事務を行う一部事務組合「浅川清流環境組合」の規約が昨年（平成26年）12月に開催された日野市、国分寺市、小金井市の各市議会で可決承認されました。

この浅川清流環境組合は、日野市、国分寺市、小金井市で可燃ごみ処理施設の設置および運営を共同して行うことを目的に設立されるものです。

3市では、地方自治法上の書類を整え、東京都知事に組合設立許可の申請を行っていましたが、3月2日付けで許可されました。

一部事務組合は組合議会を開催し、組合設立に必要な条例などを制定して初めて「組合」となります。日野市が中心となって一部事務組合を設立するのは初めてのことです。

なお一部事務組合とは、複数の地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織で、地方自治法284条2項に基づき設けられます。日野市では、南多摩斎場組合や東京たま広域資源循環組合などの一部事務組合にも加盟し、行政サービスの一部を他市とともに共同で実施しています。



●規約概要

名称および構成団体	浅川清流環境組合（日野市、国分寺市、小金井市）
共同処理する事務	①ごみ処理施設の設置および運営に関すること ②ごみ処理施設から最終処分場までの廃棄物の運搬に関すること ③ごみ処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全および増進に関すること
事務所所在地	日野市クリーンセンター内（石田1-210-2）
議会の組織	組合議会の議員の定数は12人とし、各構成団体の市議会議員から4人を選出する
設立予定年月日	平成27年7月1日※一部事務組合の設立議会を平成27年7月1日（水）に開催し、組合の規約を同日から施行する予定です

周辺環境整備費用負担に関する覚書を締結

新可燃ごみ処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全および増進を目的として、日野市、国分寺市、小金井市は、平成 27 年 1 月 29 日付けで周辺環境整備費負担についての覚書を締結しました。概要は以下のとおりです。

- ★ 1 国分寺市及び小金井市は、平成 26 年 1 月 16 日付で締結した「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」に基づく周辺環境整備費を、それぞれ 35 億円を限度として均等に負担する。
- ★ 2 日野市が実施する周辺環境整備事業は新可燃ごみ処理施設設置予定地を中心とする半径 3 km の範囲の地域を対象とし、周辺環境整備の具体的内容は、当該地域の住民の意向を踏まえ日野市が決定する。
- ★ 3 周辺環境整備費の各年度の負担は下表のとおり

負担金額	平成 27～31 年度	平成 32～44 年度
(国分寺市・小金井市それぞれ)	300,000千円	150,000千円

新可燃ごみ処理施設建設全体スケジュール(案)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
一部事務組合設立	●設立					
環境影響評価		●評価書案作成・住民説明会	●事後調査			
事業者選定						
施設設計						
施設建設工事						
施設試運転						
施設本格稼働						●本格稼働

平成 27 年度

周辺環境整備事業の内容

◎市道C－2号線（多摩川堤側道路）整備工事

平成 26 年度工事からの継続事業で約 400m を整備します。

◎北川原公園測量・実施設計業務委託

新可燃ごみ処理施設への搬入ルートとなる国道 20 号バイパスに隣接する北川原公園の整備に向けた詳細設計を行います。

🌸 今年も桜が咲きました 🌸



多摩川堤側の第 1 期道路整備が完了し、安心して歩ける歩道も整備され、桜の鑑賞をされる方々がたくさん訪れていました。